

3. 将来的な埋立処分量の予測

新最終処分場の埋立期間は、「廃棄物最終処分場性能指針」（以下、「性能指針」という。）に示される埋立期間の目安に基づき 15 年間（平成 38(2026)年度～平成 52(2040)年度）とする。

埋立期間における埋立処分量を推計し、表 3-1-1 に示す。

【埋立処分量（平成 38(2026)年度～平成 52(2040)年度）】

- 焼却灰リサイクルを実施しない場合：87,000 t
- 焼却灰リサイクルを実施する場合：16,000 t

表 3-1-1 埋立処分量の推計

単位：t

	① 燃えるごみ	② 燃えないごみ	③ 埋立物	④焼却灰 (= (①+②)× 0.3206)× 0.1311)	⑤破砕埋立物 (=②×0.3415)	⑥直接埋立物 (=③)	⑦埋立処分量	
							焼却灰 リサイクルなし (=④+⑤+⑥)	焼却灰 リサイクルあり (=⑤+⑥)
平成38(2026)年度	40,737.36	2,711.13	258.29	5,455	926	258	6,639	1,184
平成39(2027)年度	39,952.22	2,681.18	243.64	5,350	915	244	6,509	1,159
平成40(2028)年度	39,174.10	2,651.38	229.73	5,247	905	230	6,382	1,135
平成41(2029)年度	38,402.98	2,621.73	217.65	5,145	895	218	6,258	1,113
平成42(2030)年度	37,638.90	2,592.24	205.71	5,043	885	206	6,134	1,091
平成43(2031)年度	36,881.82	2,562.91	195.02	4,943	875	195	6,013	1,070
平成44(2032)年度	36,131.77	2,533.72	184.99	4,843	865	185	5,893	1,050
平成45(2033)年度	35,388.73	2,504.70	176.15	4,745	855	176	5,776	1,031
平成46(2034)年度	34,652.70	2,475.84	167.43	4,647	845	167	5,659	1,012
平成47(2035)年度	33,923.69	2,447.13	159.35	4,550	836	159	5,545	995
平成48(2036)年度	33,201.71	2,418.57	151.36	4,454	826	151	5,431	977
平成49(2037)年度	32,486.73	2,390.18	144.51	4,359	816	145	5,320	961
平成50(2038)年度	31,778.78	2,361.94	137.75	4,265	807	138	5,210	945
平成51(2039)年度	31,077.84	2,333.85	131.59	4,172	797	132	5,101	929
平成52(2040)年度	30,383.92	2,305.91	125.51	4,080	787	126	4,993	913
合計	531,813.25	37,592.41	2,728.68	71,298	12,835	2,730	86,863	15,565

※「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 平成 29 年 松阪市」の推計結果を基に、平成 44(2032)年度以降を作成し、編集した。

【性能指針 第四】

1 埋立処分容量

(1) 性能に関する事項

計画する埋立処分を行う期間内(15年間程度を目安とし、これにより難い特別な事情がある場合には、必要かつ合理的な年数とする。)において、生活環境保全上支障が生じない方法で埋立処分可能な容量を有すること。

(2) 性能に関する事項の確認方法

計画する埋立処分を行う期間における各年次の計画年間埋立処分容量の総和に覆土容量を加算した容量を有することを確認すること。